

令和3年度和歌山県一般会計補正予算及び
令和3年度和歌山県流域下水道事業会計補
正予算

和 歌 山 県

目 次

令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算	1
令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算	9
令和 3 年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算	21

令和3年度和歌山県一般会計補正予算

令和3年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,329,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 171,713,069	千円 255,446	千円 171,968,515
	1 地方交付税	171,713,069	255,446	171,968,515
7 分担金及び負担金		855,303	1,900	857,203
	2 負担金	831,878	1,900	833,778
9 国庫支出金		128,551,307	642,322	129,193,629
	2 国庫補助金	90,936,336	642,322	91,578,658
12 繰入金		11,330,213	50,550	11,380,763
	2 基金繰入金	11,083,947	50,550	11,134,497
15 県債		86,620,000	15,700	86,635,700
	1 県債	86,620,000	15,700	86,635,700
歳入合計		654,364,011	965,918	655,329,929

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 31,498,183	千円 256,256	千円 31,754,439
	2 企画費	6,719,061	192,786	6,911,847
	6 防災費	2,628,368	63,470	2,691,838
3 民生費		82,809,552	68,279	82,877,831
	1 社会福祉費	63,186,390	68,279	63,254,669
4 衛生費		37,596,741	583,883	38,180,624
	2 環境衛生費	1,073,121	533,333	1,606,454
	4 医薬費	7,108,318	50,550	7,158,868
7 商工費		127,259,712	38,500	127,298,212
	2 工鉱業費	5,655,103	38,500	5,693,603
8 土木費		83,026,715	19,000	83,045,715
	3 河川海岸費	16,688,996	19,000	16,707,996
歳 出 合 計		654,364,011	965,918	655,329,929

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			140,725
	4 林業費		119,225
		一般治山	119,225
	5 水産業費		21,500
		漁港施設整備	21,500
8 土木費			1,505,542
	2 道路橋りょう費		151,100
		道路保全	151,100
	3 河川海岸費		677,610
		急傾斜地崩壊対策	52,500
		砂防	156,600
		小規模土砂災害対策	12,010
		災害緊急がけ崩れ対策	36,500
		海岸整備（海岸）	420,000
	4 港湾費		174,000
		空港整備	174,000
5 都市計画費		502,832	
	公園整備	502,832	
合	計	1,646,267	

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和3年度移動県庁用パソコン賃貸借	自 令和3年度 至 令和9年度 (7年)	千円 10,910
2 令和3年度エンドポイントセキュリティシステム構築・運用管理	自 令和3年度 至 令和10年度 (8年)	1,034,000
3 令和3年度個人番号利用事務系及びL G W A N接続系プラットフォーム構築・運用管理	自 令和3年度 至 令和9年度 (7年)	1,134,850
4 令和3年度行政事務用パソコン賃貸借	自 令和3年度 至 令和9年度 (7年)	921,786
5 令和3年度護摩壇山森林公園指定管理者の指定に係る協定	自 令和3年度 至 令和6年度 (4年)	17,634
6 令和3年度佐川河川整備	自 令和3年度 至 令和7年度 (5年)	1,000,000
7 令和3年度和歌山県立橋本体育館指定管理者の指定に係る協定	自 令和3年度 至 令和6年度 (4年)	229,419

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 1,002,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
災害緊急がけ崩れ 対策	3,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,015,000	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
6,200	同上	同上	同上

令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,206,886 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 693,536,815 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 171,968,515	千円 1,486,790	千円 173,455,305
	1 地方交付税	171,968,515	1,486,790	173,455,305
7 分担金及び負担金		857,203	235,158	1,092,361
	1 分担金	23,425	7,500	30,925
	2 負担金	833,778	227,658	1,061,436
9 国庫支出金		129,193,629	20,081,478	149,275,107
	1 国庫負担金	36,009,497	4,515,218	40,524,715
	2 国庫補助金	91,578,658	15,566,260	107,144,918
14 諸収入		103,684,298	58,160	103,742,458
	6 雑収入	2,911,045	58,160	2,969,205
15 県債		86,635,700	16,345,300	102,981,000
	1 県債	86,635,700	16,345,300	102,981,000
歳入合計		655,329,929	38,206,886	693,536,815

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 31,754,439	千円 5,060,328	千円 36,814,767
	2 企画費	6,911,847	796,827	7,708,674
	6 防災費	2,691,838	4,263,501	6,955,339
3 民生費		82,877,831	756,185	83,634,016
	1 社会福祉費	63,254,669	634,379	63,889,048
	2 児童福祉費	15,787,081	121,806	15,908,887
4 衛生費		38,180,624	72,800	38,253,424
	4 医薬費	7,158,868	72,800	7,231,668
6 農林水産業費		24,324,501	2,869,586	27,194,087
	3 農地費	6,096,395	1,644,048	7,740,443
	4 林業費	6,911,352	470,318	7,381,670
	5 水産業費	3,097,095	755,220	3,852,315
7 商工費		127,298,212	1,080,000	128,378,212
	3 観光費	6,537,719	1,080,000	7,617,719
8 土木費		83,045,715	28,361,687	111,407,402
	2 道路橋りょう費	49,540,784	13,211,050	62,751,834
	3 河川海岸費	16,707,996	12,678,062	29,386,058
	4 港湾費	6,637,542	2,159,475	8,797,017
	5 都市計画費	4,458,199	313,100	4,771,299
	10 教育費		109,587,509	6,300
	1 教育総務費	15,296,441	6,300	15,302,741
歳 出 合 計		655,329,929	38,206,886	693,536,815

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			5,060,328
	2 企画費		796,827
		地籍調査	796,827
	6 防災費		4,263,501
		ワクチン・検査パッケージ等促進	4,263,501
6 農林水産業費			1,573,061
	3 農地費		1,388,112
		県営中山間総合整備	373,097
		県営ため池等整備	628,394
		地すべり防止対策	22,445
		ため池調査	346,107
		中山間総合農地防災	8,199
		団体営ため池等整備	9,870
	4 林業費		184,949
		低コスト作業システム整備	9,800
		森林環境保全整備	75,873
		間伐材安定供給	11,266
		補助林道	64,010
森林路網整備促進		24,000	
8 土木費			15,655,737
	2 道路橋りょう費		6,716,500
		公共事業国道改良	222,200
		道路改良	6,494,300
	3 河川海岸費		6,786,422
		河川整備	6,786,422
	4 港湾費		1,839,715
		港湾施設整備	1,062,015
		海岸整備(港湾)	777,700
	5 都市計画費		313,100

		公 共 街 路	313,100
合		計	22,289,126

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費			140,725 ^{千円}		1,108,340 ^{千円}
	4 林 業 費		119,225		331,620
		一 般 治 山	119,225	一 般 治 山	331,620
	5 水 産 業 費		21,500		776,720
		漁 港 施 設 整 備	21,500	漁 港 施 設 整 備	776,720
8 土 木 費			780,200		9,687,390
	2 道路橋りよう費		151,100		3,539,650
		道 路 保 全	151,100	道 路 保 全	3,539,650
	3 河川海岸費		629,100		6,147,740
		急傾斜地崩壊対策	52,500	急傾斜地崩壊対策	1,618,000
		砂 防	156,600	砂 防	3,830,980
		海岸整備（海岸）	420,000	海岸整備（海岸）	698,760
合 計		920,925		10,795,730	

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 令和3年度介護職員処遇改善補助金審査等事務処理委託	令和4年度 (1年)		千円 67,500
2 令和3年度障害福祉職員処遇改善補助金審査等事務処理委託	令和4年度 (1年)		20,250
3 令和3年度復旧治山(田辺市龍神村小家才ノ谷地区)	自 令和3年度 至 令和4年度 (2年)		100,000
4 令和3年度地すべり防止(那智勝浦町那智山南谷外地区)	自 令和3年度 至 令和4年度 (2年)		80,000
5 令和3年度国道424号 西ヶ峯～上谷拡幅道路改良	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)		450,000

第4表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	千円 16,202,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共農業農村事業	千円 903,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共道路事業	20,217,100	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 983,300	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
20,279,600	同上	同上	同上

令和3年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和3年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(4) 主要な建設改良事業		
紀の川流域下水道（伊都処理区）	215,273千円	523,000千円
紀の川中流流域下水道（那賀処理区）	92,000千円	130,000千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	902,617千円	345,727千円	1,248,344千円
第1項 企業債	70,500千円	71,400千円	141,900千円
第2項 補助金	761,481千円	202,963千円	964,444千円
第3項 負担金	70,636千円	71,364千円	142,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	902,617千円	345,727千円	1,248,344千円
第1項 建設改良費	307,273千円	345,727千円	653,000千円

第4条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第5条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「857,570千円」を「857,533千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
紀の川流域下水道事業	千円 46,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下 水道事業	24,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 107,700	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
34,200	同上	同上	同上

和歌山県報

令和四年一月四日

号外

別冊